

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(地域振興課)

ページ  
—

号外 (三) 平成二十三年 四月 一日

## 告示

岐阜県告示第二百二十九号の二

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱(平成五年岐阜県告示第七百九十号の二)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

第22条を削り、第23条を第22条とする。

### 附 則

- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第4項	「過疎地域」	「過疎地域」又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」
	同法	過疎地域自立促進特別措置法
第5条第5項	「過疎地域」	「過疎地域」又は「特別豪雪地帯」

平成二十三年四月一日発行

発行所

岐阜県庁  
岐阜市数田南二丁目一番一  
号

編集

各務原市テクノプラザ  
ー  
ブイ・アール・テクノセンター